3　第三十七条から第四十一条までの規定は、限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述について準用する。

（限定承認等の申述の受理・法第二百一条）

第百六条　法第二百一条第七項の規定により申述書に同条第五項の申述の受理の審判をする旨を記載するときは、審判をした裁判官が当該申述書に記名押印しなければならない。この場合においては、第五十条第二項の規定を準用する。

2　前項の審判がされたときは、裁判所書記官は、当事者及び利害関係参加人に対し、その旨を通知しなければならない。

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第二百一条）

第百七条　第八十二条の規定は相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法第二百一条第十項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人について、第八十三条の規定は法第二百一条第十項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第十四節　財産分離に関する審判事件

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第二百二条）

第百八条　第八十二条の規定は財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法第二百二条第三項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人について、第八十三条の規定は法第二百二条第三項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第十五節　相続人の不存在に関する審判事件

（相続財産の管理人の選任等の公告・法第二百三条等）

第百九条　民法第九百五十二条第二項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一　申立人の氏名又は名称及び住所
二　被相続人の氏名、職業及び最後の住所
三　被相続人の出生及び死亡の場所及び年月日
四　相続財産の管理人の氏名又は名称及び住所

2　民法第九百五十八条の規定による公告には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項
二　相続人は、一定の期間までにその権利の申出をすべきこと。

（特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書の記載事項等・法第二百四条）

第百十条　特別縁故者に対する相続財産の分与の審判の申立書には、被相続人との特別の縁故関係を記載しなければならない。

2　特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てがあったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、民法第九百五十二条第一項の規定により選任され、又は法第二百八条において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人に対し、その旨を通知しなければならない。当該申立てについての審判が確定したときも、同様とする。

（遺産の換価を命ずる裁判に関する手続の規定の準用・法第二百七条）

第百十一条　第百三条第四項から第六項まで及び第九項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件について準用する。この場合において、同条第六項中「相続人」とあるのは、「相続財産の管理人」と読み替えるものとする。

（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第二百八条）

第百十二条　第八十二条の規定は相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件において選任された相続財産の管理人及び法第二百八条において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された相続財産の管理人について、第八十三条の規定は法第二百八条において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第十六節　遺言に関する審判事件

（遺言書の検認の方法・法第二百十一条）

第百十三条　家庭裁判所は、遺言書の検認をするには、遺言の方式に関する一切の事実を調査しなければならない。

（遺言書の検認の調書の記載事項・法第二百十一条）

第百十四条　法第二百十一条の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示
二　裁判官及び裁判所書記官の氏名
三　申立人の氏名又は名称及び住所
四　立ち会った相続人その他の利害関係人の氏名及び住所
五　検認の年月日
六　証人、当事者本人及び鑑定人の陳述の要旨
七　証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由
八　事実の調査の結果

2　前項の調書については、第三十一条第一項並びに第三十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

（遺言書の検認の期日の通知等・法第二百十一条等）

第百十五条　裁判所書記官は、申立人及び相続人に対し、遺言書の検認の期日を通知しなければならない。

2　遺言書の検認がされたときは、裁判所書記官は、遺言書の検認の期日に立ち会わなかった相続人、受遺者その他の利害関係人（前項の規定による通知を受けた者を除く。）に対し、その旨を通知しなければならない。

（遺言の確認の申立ての取下げ及び遺言書の検認の申立ての取下げ・法第二百十二条）

第百十六条　遺言の確認の申立ての取下げ及び遺言書の検認の申立ての取下げについては、第七十八条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「法第百二十一条」とあるのは「法第二百十二条」と、「及び利害関係参加人」とあるのは「、利害関係参加人及び第百十五条第一項の規定による通知を受けた者」と読み替えるものとする。

第十七節　任意後見監督人に対する指示等に関する審判事件

（任意後見監督人に対する指示・法第二百十七条等）

第百十七条　家庭裁判所は、任意後見監督人に対し、任意後見契約法第七条第一項第二号に規定する報告の時期及び内容を指示しなければならない。

2　家庭裁判所は、いつでも、任意後見監督人に対し、任意後見監督人の事務に関し相当と認める事項を指示することができる。

（成年後見に関する審判事件の規定の準用・法第二百二十一条等）

第百十八条　第七十八条の規定は任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立ての取下げ及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任の申立ての取下げについて、第七十九条第一項及び第二項の規定は任意後見監督人の解任について、第八十条の規定は任意後見監督人の職務について準用する。この場合において、第七十八条第三項中「法第百二十一条」とあるのは「法第二百二十一条」と、第七十九条第二項第一号中「成年後見人及び成年被後見人」とあるのは「任意後見監督人、任意後見契約法第二条第二号の本人及び任意後見人」と、「成年後見人が」とあるのは「任意後見監督人及び任意後見人が」と、同項第二号中「成年後見開始の原因及び」とあるのは「任意後見契約法第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された」と、同項第三号中「成年後見人が就職した」とあるのは「任意後見監督人が選任された」と、第八十条第一項中「民法第八百六十三条」とあるのは「任意後見契約法第七条第三項」と読み替えるものとする。